

別表

事業区分	事業内容及び対象経費	事業実施主体	交付先	補助率	補助額上限
1. 有機JAS認証取得支援	(1)新規取得者支援 新たに有機JAS認証を取得する者に対し、認証取得経費の一部を補助 ただし、初回に限り国事業の要件に合致しない者及び国事業に応募し、採択されなかった者に限る 初回を含め最大3回までの利用を限度とする (初回、国事業を利用した場合は、最大2回まで) ※なお、令和2年4月22日付け産支第26号制定の同事業を利用した者については、通算とする  (1)登録認証機関に対して直接支払う認証に係る手数料等(ただし、振込手数料、郵送料、申請書式集代、登録認証機関年会費、認証シールは補助の対象としない) (2)有機JAS講習会の受講料(初回に限る)  ※なお、県外のほ場については、対象から除外する	(1)農業者(販売農家) (2)農事組合法人 (3)農事組合法人以外の農地所有適格法人 (4)特定農業団体 (5)その他、農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規約の定めがある団体とする) (6)農業協同組合  (1)～(6)のいずれかであって、以下の要件を全て満たす者 ア)県内在住または県内に事務所を有すること イ)過去に有機JAS認証審査を受けていないこと ウ)事業実施年度中に有機JAS認証を取得し、かつ認証取得後、少なくとも2年以上は継続すること エ)国際水準GAP(美味しまねゴールド等)を事業実施から1年以内に取得すること(※) オ)県のアンケート調査や翌年度以降の有機JAS認証状況調査に協力すること  ※事業実施主体が(6)の場合にあつては、事業実施計画書様式に記載する構成員等が国際水準GAP(美味しまねゴールド等)の取得を行うよう適切に指導を行うものとする。	市町村	初回:定額 2回目以降 1/2以内	初回:500千円 2回目以降 250千円
	(2)既存取得者の規模拡大支援 有機JAS認証ほ場面積を拡大し、有機農産物の生産拡大を目指す者に対し、有機JAS認証取得経費の一部を補助 ただし、前年の有機JAS認証ほ場全体の面積に対し、純増する場合に限る  (1)登録認証機関に対して直接支払う認証に係る手数料等(ただし、振込手数料、郵送料、申請書式集代、登録認証機関年会費、認証シールは補助の対象としない)  ※なお、県外のほ場については対象から除外する	(1)農業者(販売農家) (2)農事組合法人 (3)農事組合法人以外の農地所有適格法人 (4)特定農業団体 (5)その他、農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規約の定めがある団体とする) (6)農業協同組合  (1)～(6)のいずれかであって、以下の要件を全て満たす者 ア)県内在住または県内に事務所を有すること イ)当該年度中に有機JAS認証ほ場を以下の面積以上拡大すること ただし、複数の農業者や農業法人等が任意団体(グループ等)を形成し、団体で有機JAS認証を取得している場合は【】内の面積を適用する ・土地利用型作物(米、大豆、麦、そば等) 30a以上【1ha以上】 ・園芸作物(露地野菜、果樹等) 10a以上【30a以上】 ・園芸作物(施設野菜) 3a以上【10a以上】 ウ)認証取得後、少なくとも2年以上は当該面積を維持又は拡大し、認証継続すること エ)国際水準GAP(美味しまねゴールド等)を事業実施から1年以内に取得すること(※) オ)県のアンケート調査や翌年度以降の有機JAS認証状況調査に協力すること  ※事業実施主体が(6)の場合にあつては、事業実施計画書様式に記載する構成員等が国際水準GAP(美味しまねゴールド等)の取得を行うよう適切に指導を行うものとする。	市町村	1/2以内	250千円
2. 有機農業産地づくり支援	(1)有機農業産地形成活動支援 有機JAS認証取得者等が、有機農業の産地づくりのために必要な取組を支援  (1)有機農業の産地づくりに向けた慣行栽培からの転換や有機栽培技術実証等の取組に要する経費 (2)有機農産物の新規販路開拓や取引拡大のための調査・活動経費 (3)先進地調査に係る経費 (4)その他、知事が認める内容  ※なお、県外のほ場については、対象から除外する	(1)農業者(販売農家) (2)農事組合法人 (3)農事組合法人以外の農地所有適格法人 (4)特定農業団体 (5)その他、農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規約の定めがある団体とする) (6)農業協同組合  (1)～(6)のいずれかであって、以下の要件を全て満たす者 ア)県内在住または県内に事務所を有すること イ)「有機農業産地づくり方針と産地の将来像」に位置付けられていること ウ)事業を実施した翌々年度までに県内ほ場において有機JAS認証を取得すること(※) エ)国際水準GAP(美味しまねゴールド等)を事業実施から1年以内に取得すること(※) オ)県のアンケート調査や翌年度以降の有機JAS認証状況調査に協力すること	事業実施主体	1/2以内	500千円
	(2)有機農業産地形成機械等導入支援 有機JAS認証取得者等が、有機農業の産地づくりに向けた共同化・分業化等の仕組みを構築するために必要な機械等整備を支援  ※なお、県外のほ場については、対象から除外する	※事業実施主体が(6)の場合にあつては、産地づくりの対象となる農業者等が有機JAS認証及び国際水準GAP(美味しまねゴールド等)の取得を行うよう適切に指導を行うものとする。		1/3以内  国事業を活用する場合は1/6以内	—